

大田区発達障がい児・者支援計画

平成 26 年度～平成 29 年度

平成26年3月

大 田 区

〔用語例〕 1

この計画では、法令に基づくものや固有名詞等は「障害」を使用し、それ以外は「障がい」と表記しています。

〔用語例〕 2

この計画では、発達障害者支援法の定義にしたがって、説明において次の用語を用いています。

- 「発達障がい者」：発達障がいを有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける方
- 「発達障がい児」：発達障がい者のうち18歳未満の方
- 「発達支援」：発達障がい者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う発達障がいの特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいいます。

〔用語例〕 3

この計画では「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」については、「障害者総合支援法」と表記しています。

〔目 次〕

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間.....	2
4 計画策定の流れ	3

第2章 発達障がいの現状と課題

1 発達障がいの定義	4
2 発達障がいの特性	5
3 大田区における発達障がい児・者の現状	6
4 区政における課題	9

第3章 発達支援施策

1 発達支援施策の基本理念と目標.....	1 1
2 発達支援施策の基本的考え方.....	1 1
3 計画の体系	1 2
4 計画のあらまし	

目標 1 早期発見・早期支援の推進	1 3
目標 2 ライフステージに応じた切れ目のない支援	1 6
目標 3 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進	2 0
目標 4 施策を推進する基盤整備	2 6

第4章 計画の推進に向けて

1 計画の点検・評価	2 9
2 計画目標の達成に向けた取り組み	2 9

資 料

1 法令.....	3 0
2 懇談会・検討会の構成員.....	3 7

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の背景と趣旨

我が国においては、これまで「発達障がい」に関する社会の認知度が低く、サービスの提供も少なかったことから、発達障がいのある方々とその家族は、大きな不安を抱えていました。

平成 17 年に発達障害者支援法が施行され、発達障がいの定義とともに、発達障がいを早期に発見し、早期に発達支援を行うことが、国及び地方公共団体の責務とされました。また、平成 22 年 12 月の障害者自立支援法の改正により、発達障がい障がいの者の範囲に含まれることが法律上明記され、平成 23 年の障害者基本法の改正により、障がいの者の定義の中で発達障がいも精神障がいに含まれることが明示されました。

大田区でも、ここ数年、発達障がいに関して、区民の関心が高まるとともに、発達障がいのある児童の保護者の方や当事者の方から、相談や支援を望む声が、区に寄せられています。

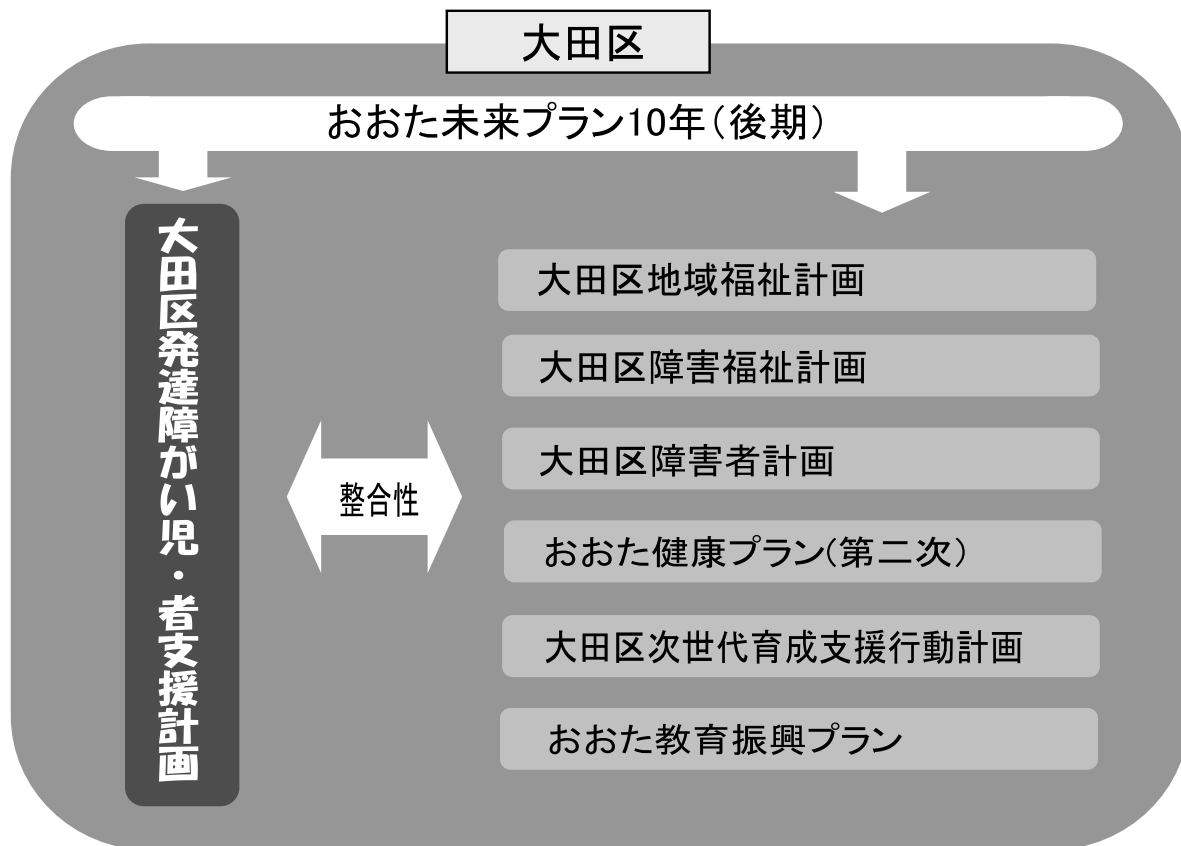
早期支援の中核的施設である「こども発達センターわかばの家」においても、利用する子どもの数が増加傾向を示しています。また、小学校就学以降も継続的な支援を望む保護者の声も強くなっており、幼児期から青年期までの切れ目のないライフステージに応じた支援が重要な課題であり、その具体化には、保健・医療・福祉・教育・労働などの枠組みを超えた新たな取り組みが必要です。

このような状況を背景にして、平成 24 年 5 月に「発達障がい施策検討会」が、福祉部・保健所・こども家庭部・教育委員会事務局をメンバーとして設置され、全庁的な視点から発達障がい施策の全般について検討を重ねてきました。

そして、「発達障がい施策検討会」において発達障がいのある方への計画的な施策展開が必要と判断し、「発達障がいのある方もない方も、安心して暮らせるまちをつくります」を基本理念として、大田区発達障がい児・者支援計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、「おおた未来プラン10年(後期)」の発達支援に関する施策の推進と関連する関係部署の施策との整合性を保ちながら計画を策定します。



3 計画の期間

本計画は、平成26年度から平成29年度までの目標を示した計画として策定します。

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
			▶

4 計画策定の流れ

(1) 区内部（関係部署）による検討

発達障がい施策検討会を継続して開催し、区内部の関係部署が連携して本計画について検討しました。



(2) 大田区自立支援協議会こども部会における検討

大田区自立支援協議会には、相談支援部会、防災部会、精神障害者の就労支援部会、地域資源評価開発部会の4つの専門部会があり、平成25年4月には5つ目の専門部会としてこども部会が設置され、こどもの障がいについて検討を進めることになりました。

発達障がいについては、いずれの部会でも共通した問題ではありましたが、幼児期から青年期までの切れ目のない継続的な支援の視点から、こども部会において、本計画策定についての意見を募りました。



(3) 関係者の意見の反映

近年、「大田サポートマップ」が作成されたように、発達障がいのサポートネットワークが拡がりつつあります。「大田サポートマップ」に掲載されている団体を始め、発達障がいに関係する機関から、ご意見を伺う会議を開催しました。



(4) 区民の意見の反映

この計画を策定する上での参考とするため、大田区のホームページにおいて「(仮称)大田区発達障がい児・者支援計画(素案)」を掲載しました。また、障害福祉課、各地域福祉課、健康づくり課、各地域健康課、子育て支援課、子ども家庭支援センター、保育サービス課、こども発達センターわかばの家、学務課、指導課、教育センター、幼児教育センター、に「(仮称)大田区発達障がい児・者支援計画(素案)」を備え付けて「パブリックコメント」を実施し、併せて区民説明会を開催し、広く区民の意見を募りました。



(5) 大田区発達障がい児・者支援計画の完成

第2章 発達障がいの現状と課題

1 発達障がいの定義

「発達障がい」という用語には、法律的な定義、医学的な診断基準などがあります。

(1) 発達障害者支援法の定義

【発達障害者支援法】

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

3 この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う発達障害の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

(2) 医学的診断基準

発達障がいの医学的診断基準には、WHO（世界保健機構）によって公表されているICD-10（国際疾病分類）のほか、アメリカ精神医学会のDSM（精神疾患の診断・統計マニュアル）があります。DSMについては第5版となるDSM-5が平成25年5月に発刊され、発達障がいに関する改訂も多く含まれています。現在、日本語翻訳版の作成に向けての検討が進められている状況にあります。

※発達障がいを概括的に理解するために障がい類型を参考として掲載します。

○広汎性発達障がい（Pervasive Developmental Disorders、「PDD」）自閉症、アスペルガー症候群など。

自閉症…人と上手に付き合うことが苦手、会話が苦手で自分にしか分からない言葉を使う、こだわりや興味関心に偏りがあることが特徴の障がいです。3歳までに何らかの症状が見られます。

アスペルガー症候群…自閉症のうち知的障がいがなく、言葉の遅れがないタイプです。成長につれて、こだわり行動などは目立たなくなりますが、人と上手に付き合うことが苦手な面は成人になっても続くことがあります。

○学習障がい（LD）

学習障がいについては、医学的概念によるLD（Learning Disorders）と教育的概念によるLD（Learning Disabilities）があります。

医学的概念では「読む」「書く」「計算する」という3領域。

教育的概念（文部科学省の定義）では全般的な知的発達に遅れはありませんが「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものであるとされています。

○注意欠陥多動性障がい（Attention Deficit /Hyperactivity Disorder、「ADHD」）

うっかりして同じ間違いを繰り返す（不注意）、落ち着きがなく、じっとしてられない（多動性）、突発的に何かをしてしまう（衝動性）の3つを大きな特徴とする障がいです。

2 発達障がいの特性

（1）「特性の現れ方が個々により様々」であること

発達障がいの特性は、人との関わり方、行動の仕方、学習面などで、偏りや困難が現れるケースが多いとされ、その現れ方は年齢や環境、個々により様々です。また、その障がい特性は生涯続くものと言われていています。しかし、特性に配慮した対応により、様々な困難が軽減され、安定した社会生活を送ることが期待できます。

（2）「見えにくい障がい」であること

発達障がいは、脳の機能障がいと言われていています。親のしつけ、本人の怠け・性格の問題ではないのですが、家族を含めて周囲からはなかなか理解しにくいために「見えにくい障がい」と言われています。

成長とともに自然に身につくことが身につかない、学習に励んでも会得できない、日常生活の中で周囲との関係が築けないなどの「生活のしづらさ」を本人や保護者が自覚し、社会生活において様々な困難が生じる状況になると、支援が必要になるものと捉えることができます。

（3）「二次的な障がいの恐れ」があること（二次的に発生する障がい）

発達障がいのお子さんは、その特性から様々な困難を抱えています。しかしその状況に本人が気づいていない、自分の気持ちをうまく表現できない、相手の気持ちをうまく理解できないことから、保護者・先生から常に注意されたり叱られたりします。また、出来ないことを友達から笑われたり、からかわれたりして自信をなくしてしまうこともあります（自己肯定感が得られない）。

それら強いストレスが、不登校やひきこもりにつながったり、気分障がい（うつや双極性障がい）などの二次的な障がいを引き起こしたりすることもまれではないと言われています。

3 大田区における発達障がい児・者の現状

発達障がいは、知的な遅れを伴う場合と伴わない場合があることや、障がい特性の表出時期が異なることから、愛の手帳や精神障害者保健福祉手帳などの手帳所持の有無によってのみでは判断できないため、対象となる方の人数を正確に把握することは困難です。

国の統計では、発達障がいの児童・生徒を集計したものではありませんが、参考になるものとして、平成 23 年度に文部科学省が公立の小中学校を対象に実施した調査（※1）で、「質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す（※2）とされた児童・生徒の割合は、推定値で6.5%」と報告されたものがあるのみです。

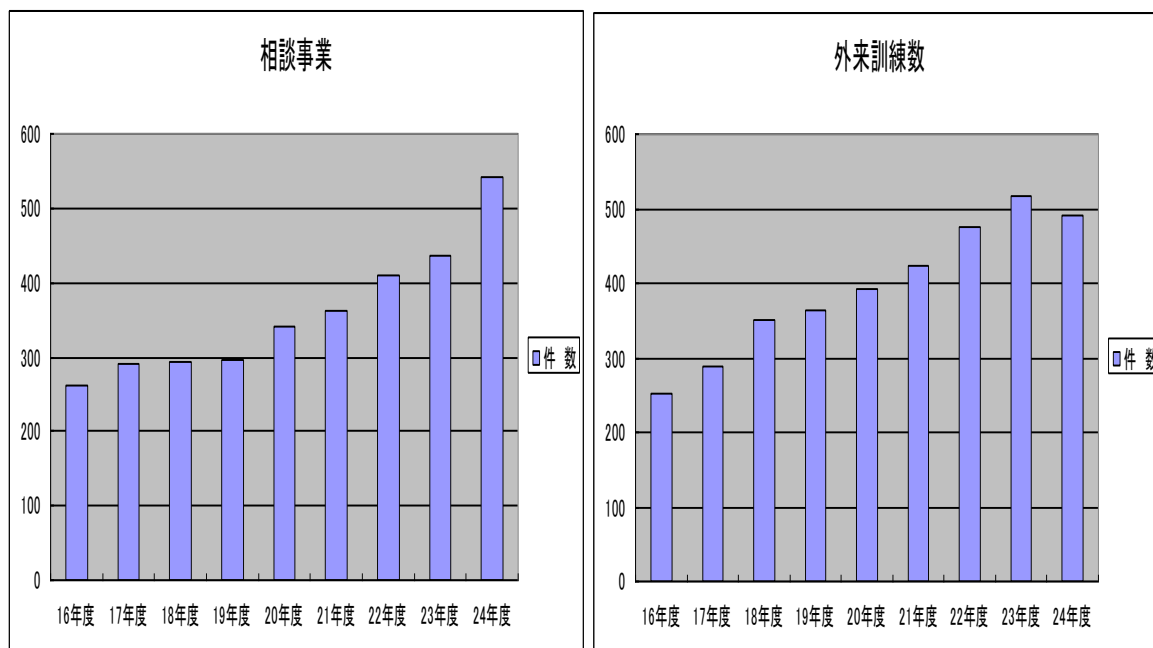
（※1）通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査（平成 24 年 2 月～3 月実施）

（※2）「学習面で著しい困難を示す」とは、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」の一つあるいは複数で著しい困難を示す場合を指し、一方、「行動面で著しい困難を示す」とは、「不注意」「多動性・衝動性」、あるいは「対人関係やこだわり等」について一つか複数で問題を著しく示す場合を指す。

（1）こども発達センターわかばの家における状況

平成 17 年 4 月の発達障害者支援法の施行以降、こども発達センターわかばの家（以下「わかばの家」という。）では発達障がいに関する相談も含めて相談件数が毎年増加しており、平成 24 年度は 543 件と、平成 16 年度（262 件）と比較して約 2.1 倍となっています。

また、幼稚園や保育園に通いながら、月に 1 回の療育訓練を受ける外来訓練の利用児は、平成 24 年度は 491 人で平成 16 年度（251 人）の約 2 倍となっています。

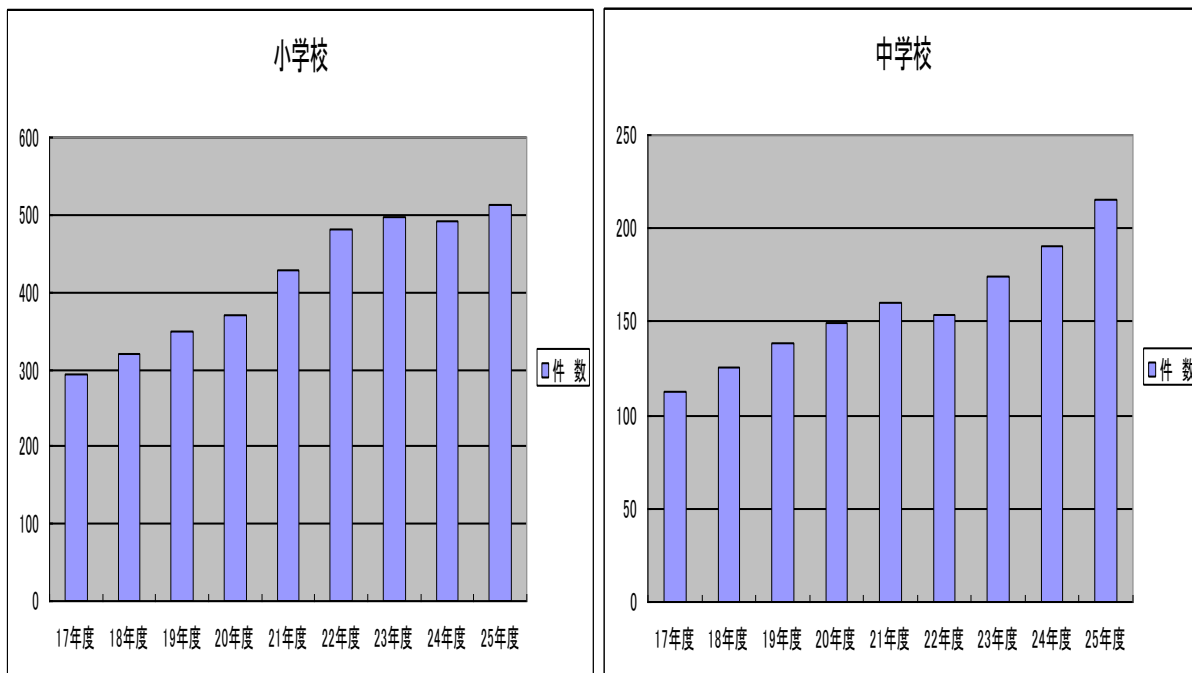


※相談事業の数値は全ての相談を含めた件数です

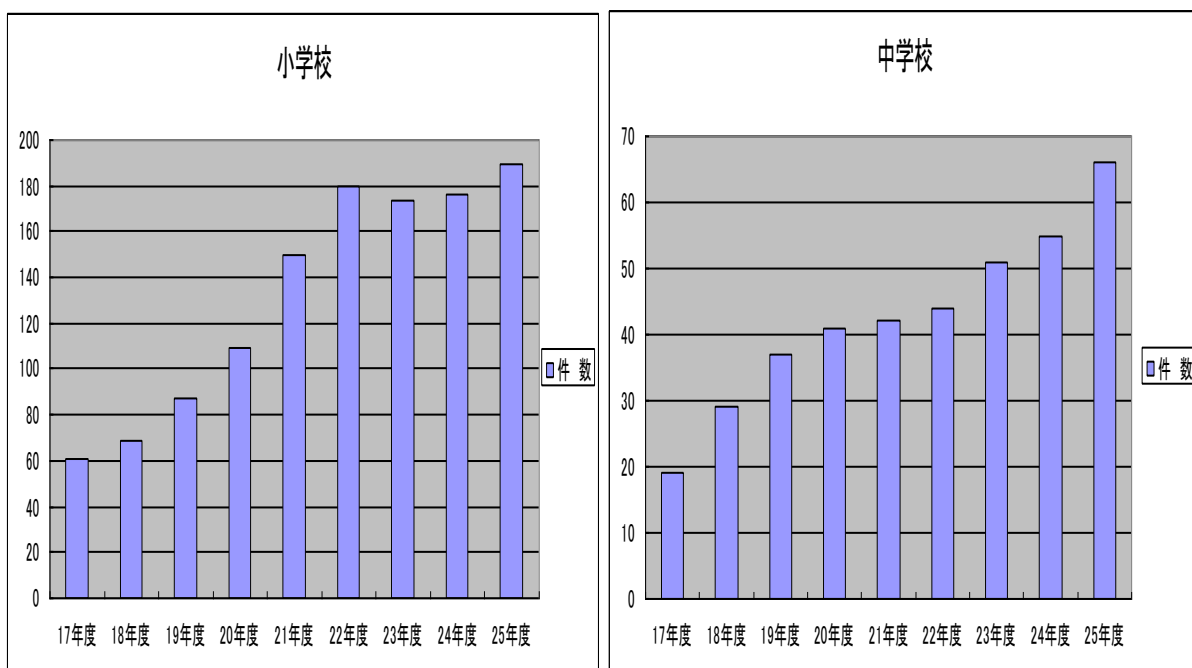
(2) 学齢期における状況

学齢期においても、特別支援学級に通う児童・生徒が、大幅に増加していますが、その理由の一つに発達障がい挙げられます。

発達障がいの直接の統計ではありませんが、毎年、区立小中学校各校から、授業中に特別な支援が必要と考えられる児童・生徒教として報告されている人数は、平成16年度には、小学校175人・中学校92人の合計267人であったものが、平成25年度には、小学校513人・中学校215人の合計728人となっています。



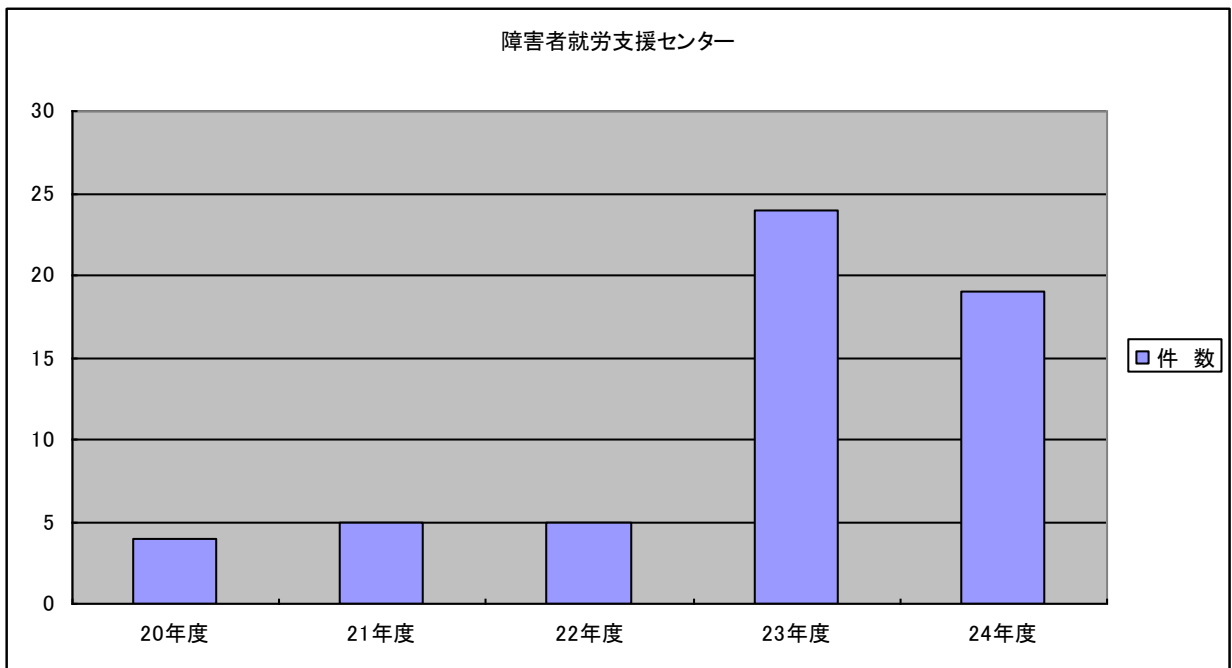
また、発達障がいの児童・生徒を対象に含めている特別支援学級情緒障害通級指導学級を利用している児童・生徒数も増加傾向にあり、平成25年度には、小学校189人・中学校66人の合計255人となっています。



(3) 就労期における状況

就労期の状況を統計から探ることは難しく、ハローワーク大森、かまた・こうじや生活支援センターでも発達障がい者としての実績は報告されていません。

障害者就労支援センターでは、知的障がいを伴わない発達障がいの相談件数を下図のとおり報告しています。障害者就労支援センターでは、平成23年4月から発達障がいの相談に対応するようになり、時期をあわせて相談件数も増加傾向にあります。相談者の特徴としては、20代から30代の相談者が6割で、診断時期の多くは、成人期以降で、診断後速やかに精神障害者保健福祉手帳を申請する傾向があります。



※障害者就労支援センターでは多様な障がいの就労支援事業を行っています。上記データは発達障がいに関する相談のみを抽出しています。

4 区政における課題

(1) 発達障がいを取り巻く状況の変化

平成 17 年 4 月の発達障害者支援法の施行以降、発達障がいを取り巻く環境は大きく変化しています。発達障がいがマスメディアにしばしば取り上げられ、「大人の発達障がい」を取り上げた書籍が反響を呼ぶなど、社会全般の認知度が高まりつつあります。また同時に、発達障がいに関する医学的な研究も進展しており、そのメカニズムが次第に明らかになってきています。

平成 22 年 12 月の障害者自立支援法改正により、発達障がいが障がい者の範囲に含まれることが法律上に明文化され、平成 23 年 8 月の障害者基本法の改正においても、精神障がいに含まれることが明記されました。

(2) 区民からの意見・要望

発達障害者支援法により、発達障がい者の適正な発達と円滑な社会生活の促進のために、早期発見・早期支援に取り組むことが国や地方自治体の責務とされました。大田区では、現時点においても、乳幼児健康診査などにおける早期発見や、わかばの家における早期支援に取り組むとともに、児童施設職員・教員に対する研修を実施するなど、各部署においてさまざまな取り組みを行っています。

しかし、その一方で、区民や施設利用者からは、発達支援施策に関して、さまざまな意見・要望が寄せられています。

《参考》区に寄せられた意見の抜粋

- 発達障がい児の子育てが大変である。
- どこに相談に行っても、繰り返し同じ事を聞かれる。
- わかばの家のサービスが未就学児までになっている。
- 学齢期になると、放課後の預かり場所・居場所がほとんどない。
- 就労の際に、どこに助けを求めたらよいか（卒業後の進路の支援が必要な人が増えている）。
- 成人の場合、どこに相談したら良いかわからない。
- 発達障がい者・児は、どのような福祉サービスを受けられるのか、わからない。
- 発達障がいに関する支援の情報が少ない。
- 保護者同士がつながる場や機会が少ない。

(3) 区政における課題

区民や施設利用者からの意見・要望を踏まえ、発達支援施策に関する課題を次の4つに整理しました。

【発達支援施策における4つの課題】

- ア) 早期発見・早期支援に取り組んでいるものの、依然として潜在的なニーズが相当数あるものと推測され、施策の充実が求められている。
- イ) 学齢期になると学校以外の場での相談・支援が途切れる、成人期における相談支援体制が十分ではないなど、継続的な支援体制の検討が必要である。
- ウ) 発達支援の施策は多面的に展開されている状況にあり、各部署の連携をさらに進めていく必要がある。区民に対する発達障がいに関する啓発活動が十分でなく、発達障がいに関する理解不足から、本人・保護者・関係者に心理的な負担がかかっている。
- エ) 人材や施設の面でも、急増している発達相談や発達支援のニーズへの対応をすべき状況である。

第3章 発達支援施策

1 発達支援施策の基本理念と目標

(1) 基本理念

発達障がいのある方もない方も、安心して暮らせるまちをつくります

(2) 4つの目標

発達支援（施策）における4つの課題に対応して、次の4つの目標を設定します。

目標1 早期発見・早期支援の推進

目標2 ライフステージに応じた切れ目のない支援

目標3 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進

目標4 施策を推進する基盤整備

2 発達支援施策の基本的考え方

発達障害者支援法において規定されている自治体の責務を踏まえ、4つの目標を実現するために、各部署の連携のもと全庁一丸となって各施策を推進していきます。

3 計画の体系

【4つの目標】

【基本理念】

発達障がいのある方もない方も、安心して暮らせるまちをつくります

〔目標1〕 早期発見・早期支援の推進（就学前）

【施策の柱】

1-1 早期発見・早期支援の推進

1-2 幼児期における発達相談と発達支援体制の充実

1-3 学齢期への支援の継続

〔目標2〕 ライフステージに応じた切れ目のない支援（学齢～青年・成人）

2-1 学齢期における支援

2-2 青年期・成人期における支援

〔目標3〕 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進

3-1 関係機関との連携強化

3-2 人材育成・能力開発の推進

3-3 発達障がいについての理解の促進

〔目標4〕 施策を推進する基盤整備

4-1 発達支援・訓練の場等の充実

4 計画のあらまし

(1) 早期発見・早期支援の推進

発達障がいとは早期に発見され、こどもの特性に合わせた適切な支援を早期に受けることで、生活上の困難が軽減され集団生活に適応しやすくなります。また、不登校・引きこもりなどの二次的な障がいにつながっていくことも防ぐことが期待できます。

早期支援につなげるためには、保育園・幼稚園の集団場面で発見するとともに、保護者自身が気づくための手助けや働きかけが重要です。保護者が、こどもの状態や特性を理解して、適切な育児をすることが、こどもの成長にとって最も重要な支援となります。

また、相談や支援を受けたいと思ったときに、速やかに適切な機関につながる事が重要です。

1-1①

基本目標	(1) 早期発見・早期支援の推進			継 続
個別目標	早期発見・早期支援の推進			
事業名	○乳幼児健診	所管		健康づくり課 各地域健康課
事業内容	集団健診として実施している1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査において、言語・行動・社会性の発達をチェックするための問診項目の充実により、保護者の「気づき」を促すとともに、早期発見に努めます。			
事業計画	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	実施	実施	実施	実施

1-1②

基本目標	(1) 早期発見・早期支援の推進			継 続
個別目標	早期発見・早期支援の推進			
事業名	○乳幼児発達健康診査	所管		健康づくり課 各地域健康課
事業内容	乳幼児健康診査受診後、必要により心理職及び小児神経専門医による乳幼児発達健康診査において、さらに詳細な診察・評価を行い、その状況により追跡観察あるいは専門機関の紹介、わかばの家における早期療育などの関係機関との連携強化により早期支援につなげます。			
事業計画	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	実施	実施	実施	実施

1-2①

基本目標	(1) 早期発見・早期支援の推進			継 続
個別目標	発達相談と発達支援体制の充実			
事業名	○発達障がい施策ガイドの作成	所管	子育て支援課	
事業内容	大田区の各部局で取り組んでいる発達障がいに関する事業の概要と実績、問い合わせ先をまとめた発達障がい施策ガイドを作成し、区のホームページに掲載するとともに、区の関係施設で活用します。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	改訂	改訂	改訂	改訂

1-2②

基本目標	(1) 早期発見・早期支援の推進			充 実
個別目標	発達相談と発達支援体制の充実			
事業名	○支援プログラムの充実	所管	子育て支援課 わかばの家	
事業内容	こども発達センターわかばの家において発達障がい児及びその疑いのある乳幼児の保護者からの相談を受け、発達状況に応じた支援（自由来館・親子通所・個別訓練・グループ訓練等）を行います。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	実施	実施	実施

1-3①

基本目標	(1) 早期発見・早期支援の推進			充 実
個別目標	個別支援計画の作成と支援の継続			
事業名	○サポートブックかけはし作成講座の開催	所管	子育て支援課	
事業内容	継続した支援を受けるには、お子さんの生い立ちや医療・療育・教育の情報を幼児期から整理しておくことが重要です。 様々な機会を捉えて、サポートブックかけはしの普及に努めるとともに、作成講座の開催により、本人の発達の様子や得意分野を再認識し、保護者相互の交流の機会を設けます。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	開催	開催	開催	開催

基本目標	(1) 早期発見・早期支援の推進			継 続
個別目標	個別支援計画の作成と支援の継続			
事業名	○就学支援シートの作成・送付・活用	所管	幼児教育センター 指導課	
事業内容	<p>特別な支援を要すると想定される児童の区立小学校(都立特別支援学校を含む)への就学に際して、就学前機関(保育園・幼稚園・わかばの家)が保護者の了解を得て、就学先に引き継ぎたい指導上の配慮事項等を記載する書面(就学支援シート)を作成し、当該学校へ送付します。</p> <p>それにより、当該学校は学級経営や個別指導上の参考資料として活用し、児童の教育環境の整備を図ります。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	作成・送付	作成・送付	作成・送付	作成・送付

(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援

早期発見・早期支援の考えに基づき、支援を受けるようになってからもお子さんの発達状況（特性）に適した有効な支援は、就学・進学・就職へとライフステージが変わっても、途切れることなく継続して受けられることが大変重要です。

幼児期における支援は、小学校への就学によって、特別支援教育へと引き継がれていきます。特別支援教育の充実を進めるとともに、学校以外の場での相談・訓練を充実させる必要があります。

高校や大学を卒業した後は就労支援や生活支援にもつながっていきます。そのためには、それぞれのライフステージに応じた支援体制を整備すると共に、相談・支援に関わる機関が、本人の情報や支援内容についての的確に引継ぎ、支援が途切れないように配慮する必要があります。

2-1①

基本目標	(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援			充 実
個別目標	学齢期における支援			
事業名	○放課後の居場所の充実	所管	子育て支援課	
事業内容	小学校4年生以上の要支援児の学童保育受け入れを含め、学齢期の放課後の預かり場所・居場所を整備して、充実を図ります。			
事業計画	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	実施	実施	実施	実施

2-1②

基本目標	(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援			充 実
個別目標	学齢期における支援			
事業名	○教育相談の充実	所管	教育センター	
事業内容	<p>発達障がいがあることにより学校不応答を起こしやすい児童・生徒及びその保護者からの相談を、相談員(教育経験者や心理専門職等)が受け、助言やカウンセリングを行います。</p> <p>必要に応じて、情緒障がい等通級指導学級への通級を支援します。</p> <p>相談員が定期的に学校を訪問し、不登校となった児童・生徒の実態把握を行い、学校と連携して改善策を講じていきます。</p>			
事業計画	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	実施	実施	実施	実施

2-1③

基本目標	(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援			充 実
個別目標	学齢期における支援			
事業名	○スクールカウンセラーの派遣	所管	教育センター	
事業内容	<p>スクールカウンセラーを区立の小中学校全校に配置し、学校内の教育相談体制を充実させます。</p> <p>発達障がいがある児童・生徒やその保護者へのカウンセリング、学校に対する対応策のアドバイス等を行うことにより、いじめの未然防止や不登校等学校不適應の早期発見やその改善・解決を図ります。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	派遣	派遣	派遣	派遣

2-1④

基本目標	(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援			充 実
個別目標	学齢期における支援			
事業名	○不登校対策の充実	所管	教育センター	
事業内容	<p>発達障がい等により不登校状態となったり、引きこもりになってしまった児童・生徒が学ぶ場として、適応指導教室「つばさ」での指導を充実させます。</p> <p>「つばさ」への登校を促し規則正しい生活リズムを作るとともに、在籍校と連携し早期の復帰を支援していきます。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	実施	実施	実施

2-1⑤

基本目標	(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援			継 続
個別目標	学齢期における支援			
事業名	○通常学級での支援	所管	学務課	
事業内容	<p>通常学級での発達障がい等配慮を要する児童を支援するため、学校特別支援員を適切に配置していきます。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	実施	実施	実施

2-1⑥

基本目標	(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援			充 実
個別目標	学齢期における支援			
事業名	○ペアレントトレーニングの充実	所管	教育センター	
事業内容	<p>発達障がいのある児童をもつ保護者を対象として、子どもへの関わり方についてグループ相談や個別相談を通して学ぶ学習会です。</p> <p>保護者が子どもを正しく理解し、子どもとの好ましい関わり方を身につけることで、学校生活においても適切な行動が取れるようになることを目的としています。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	開催	開催	開催	開催

2-2①

基本目標	(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援			新 規
個別目標	青年期・成人期における支援			
事業名	○発達障がい者への専門相談	所管	障害福祉課	
事業内容	<p>(仮称) 障がい者総合サポートセンターにおいて、発達障がいについての専門職員を配置し、区内の関係機関とも連携を構築し、発達障がいに関する相談支援の充実を図ります。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	検討	実施	実施	実施

2-2②

基本目標	(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援			充 実
個別目標	青年期・成人期における支援			
事業名	○多様な障がいに応じた就労支援事業の推進	所管	障害福祉課	
事業内容	<p>発達障がい者を含む全ての障害の特性に応じた就労支援事業を区内外の就労支援機関等と連携を図りながら実施します。(職業相談、職業評価、就労準備訓練、職場訪問等就労定着支援等)</p> <p>平成 26 年度中開設予定の(仮称) 障がい者総合サポートセンターに現在の障害者就労支援センター機能を移管し、その取り組みを強化します。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	推進	推進	推進

2-2③

基本目標	(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援			新規
個別目標	青年期・成人期における支援			
事業名	○日中活動の場の整備	所管	障害福祉課	
事業内容	<p>青年期・成人期の居場所・日中活動の場の整備について検討します。</p> <p>平成 26 年度中開設予定の（仮称）障がい者総合サポートセンターにおいて、自立訓練（生活訓練）事業を実施し、生活訓練が必要な発達障がい者の支援を強化します。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	検討	実施	実施	実施

2-2④

基本目標	(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援			継続
個別目標	青年期・成人期における支援			
事業名	○精神保健福祉相談	所管	保健衛生課 各地域健康課	
事業内容	<p>精神保健全般について相談を受けていますが、その中でも発達障がい起因したメンタル面の不調に対しても相談をうけています。精神科医師の相談は各地域健康課月 2 回程度の予約制です。保健師は随時相談に応じています。</p> <p>また、必要時には関係機関との連携を図ります。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	実施	実施	実施

2-2⑤

基本目標	(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援			充実
個別目標	青年期・成人期における支援			
事業名	○発達障がいにおけるピアカウンセリング	所管	障害福祉課	
事業内容	<p>発達障がいのある方とその家族を対象に、同じような環境、境遇、悩みを持つ方（家族）が相談員として、その経験を活かし、相談者の地域での生活を支援するために、相談や情報提供を行います。</p> <p>平成 26 年度中開設予定の（仮称）障がい者総合サポートセンターにおいて、これまでの取り組みを見直したうえで、新たに実施します。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	見直し	実施	実施	実施

(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進

切れ目のない継続的な支援を進めるためには、地域と行政が協働して支援施策を展開すると共に地域で相談や支援に当たる関係機関相互の連携が欠かせません。関係機関のネットワーク化を進め、連携して支援を行うことが求められています。

「発達障がい」という言葉は社会に認知されつつあります。しかし、発達障がいは「親の育て方の問題」「本人の怠けやワガママ」という誤解や、「障がいのある方へどう対応していいのかわからない」というような悩みも依然として存在しています。発達障がいに対する理解を促進することで、これらの誤解が解消し、理解者としても共に考えてもらうことが期待できます。そうすることで、障がいの有無に関わらず、暮らしやすい地域づくりを進めます。

また、発達障がいの相談や療育に関わる機関の人材育成や、保育園・幼稚園・学校において、専門的な視点からの支援・教育ができるように研修体制の充実を進める必要があります。

3-1①

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			継 続
個別目標	関係機関との連携強化			
事業名	○発達障がい施策検討会の開催	所管	障害福祉課 地域福祉課 健康づくり課 子育て支援課 学務課・指導課	
事業内容	発達障がい施策の進捗状況の確認及び、施策の見直しを定期的に行い、発達障がい施策を推進します。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	開催	開催	開催	開催

3-1②

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			充 実
個別目標	関係機関との連携強化			
事業名	○保育園等援助訪問の充実	所管	わかばの家 子育て支援課	
事業内容	保育園・幼稚園等または、保護者からの要請に応じて、園を訪問し、発達障がい児の支援方法やその環境整備について助言を行います。 訪問を行うことにより、保育者等のレベルアップを図ります。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	実施	実施	実施

3-1③

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			継 続
個別目標	関係機関との連携強化			
事業名	○コーディネーターの巡回相談の実施	所管	指導課	
事業内容	都立特別支援学校との連携を強化して、都立特別支援学校のコーディネーターに巡回相談を依頼し、特別支援学級及び小・中学校における具体的な支援のサポートを行います。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	検討・実施	実施	実施

3-1④

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			継 続
個別目標	関係機関との連携強化			
事業名	○保幼小地域連携協議会の開催	所管	幼児教育センター	
事業内容	保育園・幼稚園等の園児が円滑に小学校生活へ移行できるような環境を整備するために保育園、幼稚園、小学校の関係教職員による情報連携会議を開催します。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	開催	開催	開催	開催

3-1⑤

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			継 続
個別目標	関係機関との連携強化			
事業名	○幼稚園への訪問相談	所管	幼児教育センター	
事業内容	<p>幼児教育機関の要請に応じて施設を訪問し、相談事業を行います。 幼稚園のクラス運営や発達障がい児の支援環境について情報提供を行います。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	実施	実施	実施

3-1⑥

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			新 規
個別目標	関係機関との連携強化			
事業名	○大田区小児医療検討委員会との連携	所管	子育て支援課	
事業内容	<p>発達に特性があるお子さんは、早い段階で専門医による適切な評価を受け、必要な発達支援や治療を早期に開始し、継続的なサポートを受けることが必要です。</p> <p>また、学齢期の発達障がい児や成人期の発達障がい者に対する相談・支援については医療機関との情報共有と連携が必要です。</p> <p>そこで、区が推進する発達障がい施策については、大田区小児医療検討委員会との意見交換を行い、専門的な識見をいただき、施策の充実を図ります。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	実施	実施	実施

3-1⑦

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			継 続
個別目標	関係機関との連携強化			
事業名	○自立支援協議会との連携	所管	障害福祉課 子育て支援課	
事業内容	<p>自立支援協議会において、発達障がいをはじめとする支援を要する子どもについて、区内の関係者・事業者との情報共有と連携を強めます。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	実施	実施	実施

3-1⑧

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			継 続
個別目標	関係機関との連携強化			
事業名	○事業所への情報提供・開設相談	所管	子育て支援課	
事業内容	<p>発達支援については、民間企業やNPO 法人による事業所が開設され、各事業所が専門性や独自性を生かしたサービス提供が行われています。</p> <p>そこで、区内での安定した事業の継続や事業所の開設が行えるように、サービス提供事業者への情報提供や、開設の相談を行います。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	実施	実施	実施

3-1⑨

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			継 続
個別目標	関係機関との連携強化			
事業名	○発達支援地域ネットワークの構築	所管	わかばの家 子育て支援課	
事業内容	<p>大田区障害児関係機関連絡会議の機能を見直し、発達支援地域ネットワークを構築します。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施・見直し	実施	実施	実施

3-2①

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			継 続
個別目標	人材育成・能力開発の推進			
事業名	○支援者向け講演会の開催	所管	わかばの家 子育て支援課	
事業内容	<p>保育園・幼稚園などの施設職員及びNPO 法人や民間事業所の職員を対象とした講演会（年 2 回）を開催し、ともに知識の向上に取り組みます。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	実施	実施	実施

3-2②

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			継 続
個別目標	人材育成・能力開発の推進			
事業名	○特別支援教育に関する研修の開催	所管	指導課	
事業内容	<p>特別支援学級や通常の学級担任や教職員を対象に、障がいのある児童・生徒の特性や指導の在り方について理解を深めます。</p> <p>また、区内小・中学校の特別支援教育コーディネーターを対象に、校内の支援体制づくり、関係機関との連携の在り方について理解を深めます。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	検討・実施	実施	実施

3-2③

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			継 続
個別目標	人材育成・能力開発の推進			
事業名	○「指導の手引き」の作成	所管	指導課	
事業内容	<p>特別支援学級（固定学級・通級学級）における学級運営や学習指導の実践事例等を示した「指導の手引き」を作成・配布し、子どもの学習や生活を支援し、子ども一人一人の将来の自立と社会参加に向けた特別支援教育を推進します。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	配布	改訂・配布	配布	配布

3-2④

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			継 続
個別目標	人材育成・能力開発の推進			
事業名	○発達障がい児支援研修の開催	所管	幼児教育センター	
事業内容	<p>幼稚園、保育園等の保育者向けに、発達障がい児の支援についての研修会を開催し、人材育成を図ります。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	開催	開催	開催	開催

3-3①

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進				充 実
個別目標	発達障がいについての理解の促進				
事業名	○啓発用パンフレット作成		所管	子育て支援課 地域福祉課 健康づくり課 学務課・指導課	
事業内容	発達障がいに関する理解を深めるために、発達障がいに関する年代別パンフレット（幼児期版・学齢期版・一般区民版）を作成・配布し、発達障がいについての理解を促進します。				
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
	改訂	配布	配布	配布	

3-3②

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進				充 実
個別目標	発達障がいについての理解の促進				
事業名	○区民向け啓発講演会やセミナー等の開催		所管	障害福祉課 わかばの家 子育て支援課	
事業内容	発達障がいについての理解の促進と支援の充実のため、すべての区民を対象とした講演会、セミナー及びシンポジウム等を関係者との協働により開催します。				
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
	開催	開催	開催	開催	

(4) 施策を推進する基盤整備

発達障がいへの支援は、平成 17 年 4 月の発達障害者支援法の施行を大きなきっかけとして進められてきました。

現状では、限界に達しつつある幼児期における発達支援・訓練の場の拡充と学齢期における学校以外の場での相談・発達支援・訓練の場を充実させていくことが求められています。また、児童福祉法・障害者総合支援法が求めている相談支援事業者の設置や、発達障がい者の日中活動の場など、発達障がい者を支援する施設の整備が喫緊の課題となっています。

4-1①

基本目標	(4) 施策を推進する基盤整備			新規
個別目標	発達支援・訓練の場等の充実			
事業名	○「(仮称) 障がい者総合サポートセンター」の設置・運営	所管	障害福祉課	
事業内容	(仮称) 障がい者総合サポートセンターにおいて、区内の関係機関と連携し、発達障がいに関する相談支援の充実と、青年期・成人期の発達支援について取り組みます。また、発達障がいについての理解啓発のための研修会・講演会等を実施します。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	検討	運営	運営	運営

4-1②

基本目標	(4) 施策を推進する基盤整備			新規
個別目標	発達支援・訓練の場等の充実			
事業名	○発達障がい児の総合相談窓口の設置	所管	わかばの家 子育て支援課	
事業内容	こども発達センターわかばの家に障害児相談支援事業者・特定相談支援事業者としての機能を加え、18 歳までの発達障がいに関する総合相談窓口を設置します。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	設置・運営	運営	運営	運営

4-1③

基本目標	(4) 施策を推進する基盤整備			新規
個別目標	発達支援・訓練の場等の充実			
事業名	○わかばの家の訓練の場の充実	所管	わかばの家 子育て支援課	
事業内容	こども発達センターわかばの家の外来個別訓練利用者の増加に対応するため、新たに個別訓練室を確保し、外来訓練事業を拡充します。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	設計工事・運営	運営	運営	運営

4-1④

基本目標	(4) 施策を推進する基盤整備			新規
個別目標	発達支援・訓練の場等の充実			
事業名	○学齢期支援の中核的施設の検討	所管	子育て支援課	
事業内容	<p>こども発達センターわかばの家と(仮称)障がい者総合サポートセンターとをつなぐ、学齢期の発達障がい児を支援する中核的施設として(仮称)発達支援センターの設置について検討します。</p> <p>【学齢期の発達障がい児支援施設のイメージ】</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	検討	検討	検討	検討

4-1⑤

基本目標	(4) 施策を推進する基盤整備			新規
個別目標	発達支援・訓練の場等の充実			
事業名	○特別支援教室の設置	所管	学務課 指導課	
事業内容	<p>小学校の通常の学級に在籍する発達障害の児童への支援を充実させるため、3～4校に1校の拠点校を設置し、拠点校から教員が出向き、障害の種類や程度に応じた専門的な教育を、59校全てで行う「特別支援教室」を推進します。</p> <p>平成26年度にモデル事業校の選定を行い、平成27年より3校をモデル事業校に指定し、取り組みを進めます。</p>			
事業計画	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	検討	モデル事業	推進	推進

4-1⑥

基本目標	(4) 施策を推進する基盤整備			充実
個別目標	発達支援・訓練の場等の充実			
事業名	○中学校情緒障害等通級指導学級の充実	所管	学務課 指導課	
事業内容	<p>情緒障害等通級指導学級を必要な地域に増設し、発達障害のある生徒の障害の種類や程度に応じた専門的な教育を行い、生徒一人ひとりの成長・発達を最大限に伸ばせる教育環境の更なる整備・充実を進めます。</p> <p>平成26年度に新設準備を行い、平成27年度に1校新設します。</p>			
事業計画	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	新設準備	新設	実施	実施

第4章 計画の推進に向けて

1 計画の周知

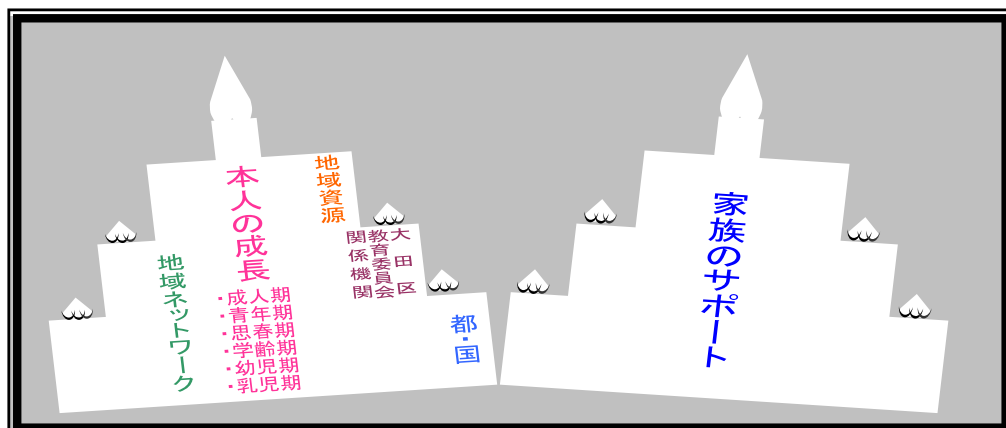
計画の完成後は、区ホームページ、区報で区民全体に周知するとともに、講演会やセミナー等様々な機会を通じて、計画の周知を行います。

2 計画の点検・評価

本計画策定について意見を募った大田区自立支援協議会において、計画の実施状況の点検・評価を行います。

3 計画目標の達成に向けた取り組み

本計画は、発達障害者支援法において規定されている地方公共団体の責務を踏まえ、4つの目標を実現するために、福祉部・保健所・こども家庭部・教育委員会等の部署が連携して計画の進捗状況や評価、サービスの利用状況などを発達障がい施策検討会の場で検証し、本計画の進行管理を全庁的な体制で行います。



発達障害者支援法

平成十六年十二月十日号外法律第百六十七号

〔総理・総務・文部科学・厚生労働大臣署名〕

平成二四年 八月二二日号外法律第六七号〔子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律五七条による改正〕

発達障害者支援法をここに公布する。

発達障害者支援法

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策（第五条—第十三条）

第三章 発達障害者支援センター等（第十四条—第十九条）

第四章 補則（第二十条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

3 この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う発達障害の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとする。

2 国及び地方公共団体は、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行

われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとする。

3 発達障害者の支援等の施策が講じられるに当たっては、発達障害者及び発達障害児の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）の意思ができる限り尊重されなければならないものとする。

4 国及び地方公共団体は、発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、医療、保健、福祉、教育及び労働に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するとともに、犯罪等により発達障害者が被害を受けること等を防止するため、これらの部局と消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関との必要な協力体制の整備を行うものとする。

（国民の責務）

第四条 国民は、発達障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、発達障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

第二章 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策

（児童の発達障害の早期発見等）

第五条 市町村は、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条及び第十三条に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十一条に規定する健康診断を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。

3 市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、適切に支援を行うため、当該児童についての継続的な相談を行うよう努めるとともに、必要に応じ、当該児童が早期に医学的又は心理学的判定を受けることができるよう、当該児童の保護者に対し、第十四条第一項の発達障害者支援センター、第十九条の規定により都道府県が確保した医療機関その他の機関（次条第一項において「センター等」という。）を紹介し、又は助言を行うものとする。

4 市町村は、前三項の措置を講じるに当たっては、当該措置の対象となる児童及び保護者の意思を尊重するとともに、必要な配慮をしなければならない。

5 都道府県は、市町村の求めに応じ、児童の発達障害の早期発見に関する技術的事項についての指導、助言その他の市町村に対する必要な技術的援助を行うものとする。

（早期の発達支援）

第六条 市町村は、発達障害児が早期の発達支援を受けることができるよう、発達障害児の保護者に対し、その相談に応じ、センター等を紹介し、又は助言を行い、その他適切な措置を講じるものとする。

2 前条第四項の規定は、前項の措置を講じる場合について準用する。

3 都道府県は、発達障害児の早期の発達支援のために必要な体制の整備を行うとともに、発達障害児に対して行われる発達支援の専門性を確保するため必要な措置を講じるものとする。

（保育）

第七条 市町村は、保育の実施に当たっては、発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通じて図られるよう適切な配慮をするものとする。

（教育）

第八条 国及び地方公共団体は、発達障害児（十八歳以上の発達障害者であって高等学校、中等

教育学校及び特別支援学校に在学する者を含む。)がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じるものとする。

- 2 大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする。

(放課後児童健全育成事業の利用)

第九条 市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとする。

(就労の支援)

第十条 都道府県は、発達障害者の就労を支援するため必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第十九条第一項第三号の地域障害者職業センターをいう。)、障害者就業・生活支援センター(同法第二十七条第一項の規定による指定を受けた者をいう。)、社会福祉協議会、教育委員会その他の関係機関及び民間団体相互の連携を確保しつつ、発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保に努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、必要に応じ、発達障害者が就労のための準備を適切に行えるようにするための支援が学校において行われるよう必要な措置を講じるものとする。

(地域での生活支援)

第十一条 市町村は、発達障害者が、その希望に応じて、地域において自立した生活を営むことができるようにするため、発達障害者に対し、社会生活への適応のために必要な訓練を受ける機会の確保、共同生活を営むべき住居その他の地域において生活を営むべき住居の確保その他必要な支援に努めなければならない。

(権利擁護)

第十二条 国及び地方公共団体は、発達障害者が、その発達障害のために差別されること等権利利益を害されることがないようにするため、権利擁護のために必要な支援を行うものとする。

(発達障害者の家族への支援)

第十三条 都道府県及び市町村は、発達障害児の保護者が適切な監護をすることができるようにすること等を通じて発達障害者の福祉の増進に寄与するため、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族に対し、相談及び助言その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。

第三章 発達障害者支援センター等

(発達障害者支援センター等)

第十四条 都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の政令で定める法人であって当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者(以下「発達障害者支援センター」という。)に行わせ、又は自ら行うことができる。

- 一 発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその家族に対し、専門的に、その相談に応じ、又は助言を行うこと。
- 二 発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行うこと。
- 三 医療、保健、福祉、教育等に関する業務(次号において「医療等の業務」という。)を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての情報提供及び

研修を行うこと。

四 発達障害に関して、医療等の業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項の規定による指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

(秘密保持義務)

第十五条 発達障害者支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、職務上知ることのできた個人の秘密を漏らしてはならない。

(報告の徴収等)

第十六条 都道府県知事は、発達障害者支援センターの第十四条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該発達障害者支援センターに対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該発達障害者支援センターの事業所若しくは事務所に立ち入り、その業務の状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令)

第十七条 都道府県知事は、発達障害者支援センターの第十四条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該発達障害者支援センターに対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第十八条 都道府県知事は、発達障害者支援センターが第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合において、その業務の状況の把握に著しい支障が生じたとき、又は発達障害者支援センターが前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

(専門的な医療機関の確保等)

第十九条 都道府県は、専門的に発達障害の診断及び発達支援を行うことができると認める病院又は診療所を確保しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の医療機関の相互協力を推進するとともに、同項の医療機関に対し、発達障害者の発達支援等に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

第四章 補則

(民間団体への支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、発達障害者を支援するために行う民間団体の活動の活性化を図るよう配慮するものとする。

(国民に対する普及及び啓発)

第二十一条 国及び地方公共団体は、発達障害に関する国民の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(医療又は保健の業務に従事する者に対する知識の普及及び啓発)

第二十二條 国及び地方公共団体は、医療又は保健の業務に従事する者に対し、発達障害の発見のため必要な知識の普及及び啓発に努めなければならない。

(専門的知識を有する人材の確保等)

第二十三條 国及び地方公共団体は、発達障害者に対する支援を適切に行うことができるよう、医療、保健、福祉、教育等に関する業務に従事する職員について、発達障害に関する専門的知識を有する人材を確保するよう努めるとともに、発達障害に対する理解を深め、及び専門性を高めるため研修等必要な措置を講じるものとする。

(調査研究)

第二十四條 国は、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、発達障害の原因の究明、発達障害の診断及び治療、発達支援の方法等に関する必要な調査研究を行うものとする。

(大都市等の特例)

第二十五條 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(見直し)

2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

附 則〔平成一八年六月二一日法律第八〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則〔平成二〇年六月一八日法律第七三号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則〔平成二〇年一二月二六日法律第九六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 〔前略〕附則第八条の規定 平成二十四年四月一日

三 〔略〕

〔平成二四年八月二二日法律第六七号抄〕

(政令への委任)

第七十三條 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成二四年八月二二日法律第六七号〕

この法律は、子ども・子育て支援法〔平成二四年八月法律第六五号〕の施行の日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日
- 二～六 〔略〕

○発達障害者支援法施行令

平成十七年四月一日号外政令第百五十号

〔総務・文部科学・厚生労働大臣署名〕

平成二三年一月二八日号外政令第三六一号〔地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令附則五条による改正〕

発達障害者支援法施行令をここに公布する。

発達障害者支援法施行令

内閣は、発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第一項、第十四条第一項及び第二十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（発達障害の定義）

第一条 発達障害者支援法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害その他厚生労働省令で定める障害とする。

（法第十四条第一項の政令で定める法人）

第二条 法第十四条第一項の政令で定める法人は、発達障害者の福祉の増進を目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人、医療法人、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人とする。

（大都市等の特例）

第三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、法第二十五条の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十四条の三十六に定めるところによる。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条 地方自治法施行令の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成一九年三月二日政令第三九号〕

この政令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律〔平成一八年六月法律第四八号〕の

施行の日〔平成二〇年一二月一日〕から施行する。

附 則〔平成二二年三月三十一日政令第六三号〕

この政令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成二三年一月二八日政令第三六一号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律〔平成二三年八月法律第一〇五号〕附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。ただし、〔中略〕附則第三条から第五条までの規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

○発達障害者支援法施行規則

平成十七年四月一日号外厚生労働省令第八十一号

発達障害者支援法施行令（平成十七年政令第百五十号）第一条の規定に基づき、発達障害者支援法施行規則を次のように定める。

発達障害者支援法施行規則

発達障害者支援法施行令第一条の厚生労働省令で定める障害は、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く。）とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

大田区発達障がい児・者支援計画懇談会委員

氏名	所属
石 渡 和 実	東洋英和女学院大学人間科学部教授
小 堀 俊 一	医療法人社団 翠生会 大森西メンタルクリニック院長（大森医師会）
渋 井 展 子	医療法人社団 しぶいこどもクリニック院長（田園調布医師会）
神 川 晃	神川小児科クリニック院長（蒲田医師会）
早 川 智 博	東京都立矢口特別支援学校長
山 根 聖 子	東京都立田園調布特別支援学校PTA会長
多 田 順 子	道塚幼稚園長（大田区私立幼稚園連合会）
加 藤 保	第三蒲田保育園長（大田区私立保育園連合会）
志 村 陽 子	大田区自立支援協議会会長
金 澤 欣 子	池上地区民生委員児童委員協議会長（民生委員児童委員協議会）
古 川 祐 子	特定非営利活動法人 みんなの家学童保育クラブ施設長
相 澤 あゆみ	特定非営利活動法人 あか・しろ・きいろ発達障害者（児）支援の会理事長
村 松 敏 子	発達障害児・者親の会ほっとプレイス代表

発達障がい施策検討会の構成員（行政順）

氏名	職名	備考
今 岡 正 道	福祉部障害福祉課長	事務局
酒 井 敏 彦	福祉部蒲田地域福祉課長	
杉 村 由 美	保健所健康づくり課長	
坂 本 尚 史	こども家庭部長	会 長
市 野 由香里	こども家庭部子育て支援課長	
田 邊 明 之	こども家庭部こども発達支援担当課長	事務局
水 井 靖	教育委員会事務局教育総務部学務課長	
長 塚 琢 磨	教育委員会事務局教育総務部副参事	
菅 三 男	教育委員会事務局教育総務部教育センター所長	

大田区発達障がい児・者支援計画

(25 こ子発第 14710 号決定)

平成 26 年 3 月

大田区発達障がい施策検討会

(問い合わせ先)

福祉部障害福祉課障害者支援担当

電 話 03-5744-1715

こども家庭部子育て支援課子育て支援担当

電 話 03-5744-1316